

同月過誤の取り扱いについて

石川県国民健康保険団体連合会介護保険課

1 同月過誤とは

介護給付費の請求額が誤っていた場合、通常は過誤取り下げを行い、過誤処理が正常に終了した翌月に正しい請求データを提出することになっているが、監査等によりその量が膨大となった場合、相当の期間と継続した事務作業が必要となる。同月過誤は同一月に過誤処理を先行して行いその後再請求分を投入し差額調整を行う処理のことです。

2 同月過誤の対象

- (1) 監査または自主点検により過去に請求した介護給付費等請求明細書に誤りが判明し、遡って訂正する必要が生じた場合。
- (2) 原則、石川県内事業所及び県内市町分に限るものとする。

3 同月過誤を行う際の事務手順について

- (1) 同月過誤の依頼は保険者へ行ってください。その際、保険者へ「同月過誤による差額調整により介護給付費の返還を行いたい」等の理由をお知らせし、処理月の調整を行ってください。なお、保険者へ提出していただく介護給付費過誤申立書（兼依頼書）は「同月過誤」の様式を使用ください。（石川県国保連合会ホームページから取得できます。）
- (2) 保険者と同月過誤の処理月などの調整がつき次第、当国保連合会へ「同月過誤処理依頼書」を提出してください。（別添記入例をご参照ください。）

4 同月過誤における留意事項

(1) 再請求について

保険者と調整した同月過誤を処理する審査月の10日までに再請求を行ってください。なお、当月分と同月過誤の再請求分はファイルを分けて作成をお願いいたします。

(2) 過誤取下後の再請求状況一覧表の送付について

当国保連合会において、同月過誤の結果（予定）として、「過誤取下後の再請求状況一覧表」を送付いたします。一覧表の見方については、別添をご参照ください。

(3) 結果通知について

同月過誤の処理結果については、従来の過誤処理と同様に「過誤決定通知書」にて通知いたします。

改めて、同月過誤の処理結果の通知はありません。

【記入例】平成〇〇年４月提供分から１０月提供分の同月過誤を依頼する場合

事業所→国保連合会

同月過誤処理依頼書

監査又は自主返還等により、以下の内容にて同月過誤を依頼します。

事業所番号	事業所名
177*****	介護老人保健施設 A
連絡先電話番号	担当者名
--****	〇〇 〇〇

1 同月過誤実施月

平成〇〇年 1 2 月 審査

保険者と確認した実施月を記入
ください

2 同月過誤対象明細書 内訳書

保険者名 同月過誤対象月	A 市	B 市	C 町					計
平成〇〇年 ４月提供分	20	10	5					35
平成〇〇年 ５月提供分	25	10	3					38
平成〇〇年 ６月提供分	20	10	5					35
平成〇〇年 ７月提供分	23	10	3					36
平成〇〇年 ８月提供分	20	10	5					35
平成〇〇年 ９月提供分	22	10	3					35
平成〇〇年 1 0 月提供分	20	10	5					35
合 計	150	70	29					249

保険者（市町）別のサービス提
供月毎に件数を記入ください

事業所→国保連合会

同月過誤処理依頼書

監査又は自主返還等により、以下の内容にて同月過誤を依頼します。

事業所番号	事業所名
連絡先電話番号	担当者名

1 同月過誤実施月 平成 年 月 審査

2 同月過誤対象明細書 内訳書

保険者名 同月過誤対象月								計
合 計								

別 添

過誤取下後の再請求状況一覧表

平成 31 年 4 月 20 日 作成

石川県国保連

事業所番号	177*****
事業所名	〇〇〇訪問介護センター

抽出条件	過誤調整年月	平成31年4月
	取下事由	同月過誤
	保険者番号	
	支払額	

[illegible]

再請求が無い又は請求エラーの状態

【注】過誤取下げのみ行
われてしまいますので確
認が必要。

返還額が0円

【注】※過誤取下げ額と再請求の額が同じです。再請求に誤りがないか確認が必要。